

## 大学教育の分野別質保証

### - 「学位」と一体的な議論の必要性 -

吉川裕美子（大学評価・学位授与機構）

#### 1. 日本学術会議に対する審議依頼の意味

##### 大学教育の分野別質保証の在り方

各分野の学位水準（学士の学位の水準）の向上など質保証の枠組みづくり  
 大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保  
 学位に付記する専攻名称の在り方、分野の捉え方

「我が国の大学は、教育基本法や学校教育法において、他の高等教育機関と一線を画する存在として位置付けられているが、大学とは何か、大学教員とは何か、大学教育の質の尺度は何か、などの多くの未整理な点を残している。大学団体等を含め、大学界自らが、これらの問いに答え、自らを律していく責務がある。

大学団体等の在り方は、まずもって大学団体等自身の責任によって考え、支えていくことが原則である。したがって、審議会等の中立的な機関を含めて国の関与は謙抑的である必要がある。

一方、学士課程教育の現状と将来に関し、強い危機感を持つ本審議会としては、教育の多様性と標準性の調和の実現に向けて、また、本答申の各般にわたる提言が実効あるものとなるために、大学団体等に高い期待を持っている。公共的な使命を持つ大学等から組織される大学団体等が、前述のような課題を克服し、学士課程教育の構築に向けた存在感を発揮していくことを望みたい。

（中略）

このような大学団体等の役割に期待しつつ、その取組を促進し、かつ共通理解に立った対応がなされるよう、本年5月、文部科学省において、日本学術会議に対し、大学教育の分野別質保証の在り方について審議依頼を行っている。これにより、今後、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組が積極的に進むことを求めたい。その審議に当たっては、大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保に配慮するとともに、学位に付記する専攻名称の在り方なども含めて、分野の捉え方にも検討が加えられることを期待したい。

その際、日本学術会議が行う審議に関して、本審議会の各種の提言や今後の審議との適切な連携が図られるよう、相互の緊密な連絡協議を図っていくことが大切である。」（下線部引用者）

「学士課程教育の構築に向けて」（答申）平成20年12月24日 中央教育審議会  
 （第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化 6 大学団体等の役割 p.51）

⇒大学教育の分野別質保証 — 学士の学位（専攻分野の名称の表記を含む）に関する視点  
 学問共同体の代表者による議論

## 2. 学士課程における分野別質保証と学位

### 「学士」の学位があらわすもの

大学における学修（学士課程教育）をつうじて体系的に編成された教育課程を一貫して履修することにより獲得された知識・能力の証明

「大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。」（学校教育法第 104 条）

「大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。」（学位規則第 10 条）

記載方法：学士（専攻分野の名称）

⇒専門分野の学問の知識体系を基礎に編成されたプログラムを履修することにより、基本となる知識、能力をふまえて、批判的、論理的に考え、自ら疑問をもち、問題を解決する力を養う。そうした大学教育を修了したことを表す能力証明

そのために教育課程をどのように体系的に編成し、個々の授業を展開するか

- ・一般教育、共通教育、専門教育のすべての授業科目を含めて、一貫した学士課程教育として編成
- ・専攻分野の学習を通して、学生が「学士」取得者に共通に求められる学習成果（能力）を獲得できるかという観点から体系的な教育課程の編成
- ・個々の機関・学部・学科等における教職員、とくに大学教員の取り組みが重要

学位を授与できる大学・高等教育機関の条件（英仏独米日）

自主性・自律性

- ・学問の自由の保障と自治（教学、教員人事）は共通
- ・民主的に運営され、複数の学問領域にわたる課程の設置
- ・教育課程・研究プログラムの決定権は基本的に大学・高等教育機関

### 分野別質保証の観点

○提供される教育課程が「学士」の知識・能力獲得に適切な体系性と構造をそなえているか

○学位の国際通用性

留学生 30 万人計画 — 高等教育機関間、労働市場の移動

諸外国における日本の学位の認証（recognition）の視点

「学士」が表わす履修プログラムの目的、内容と学習成果に関する情報提供

○学位に付記する専攻分野の名称

→日本の雇用慣行に鑑みれば、早急に検討すべきはむしろ英文表記

### 3. 学士課程で養われるべき知識・能力

#### ○「大学教育の改善について」 (平成3(1991)年)

大学の教育は専門的な知識の修得だけにとどまることのないように、学生に学問を通じ、広い知識を身に付けさせるとともに、ものを見る目や自主的・総合的に考える力を養う

- ・学位規則の改正 → 学士を学位に位置づけるとともに、学士の種類を廃止
- ・「学士」の学位取得者に共通に求められる能力

#### ○「21世紀の大学像と今後の改革方策について」 (平成10(1998)年)

●社会の高度化・複雑化等が進む中で、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」(課題探求能力)の育成が重要であるという観点に立ち、「学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができるとともに、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目標の実現のため、授業方法やカリキュラム等の一層の工夫・改善、前教員の意識改革と全学的な実施・運営体制を整備する必要がある。

この際、専門教育においても教養教育の理念・目標を踏まえた教育を展開することにより、教養教育と専門教育の有機的連携の確保を図っていくことが重要であることを十分に認識しなければならない。

●学部段階の専門教育においては、細分化した狭い分野に限定された知識やそれまでの学問研究の成果を単にそのまま知識として教えることに終始するのではなく、基礎・基本を重視しつつ、関連諸科学との関係、学問と個人の人生及び社会との関係を教えることなどを通じて、学生が主体的に課題を探求し解決するための基礎となる能力を育成するよう配慮し工夫することが必要である。

#### ○「我が国の高等教育の将来像」 (平成17(2005)年)

<高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化－大学の機能別分化>

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに

機能別に分化していくものと考えられる。(例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等)

18歳人口が約120万人規模で推移する時期にあつて、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

#### <学士課程の多様性>

社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事をとらえ、高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されている。各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求められる。

学士課程段階での教育には「教養教育」や「専門基礎教育」等の役割が期待される一方で、職業教育志向もかなり強い。したがって、今後の学士課程教育は、「21世紀型市民」の育成・充実を共通の目標として念頭に置きつつ、教育の具体的な方法論としては、様々な個性・特色を持つものに分化していくものと考えられる。例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの(言わば「総合的教養教育型」)や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの(言わば「専門教育完成型」)等、多様で質の高い教育を展開することが期待される。

大学(学士課程段階)への進学率の上昇や高等学校教育の多様化等に伴い、入学者の能力・適性や志向も多様化してきていること、また、伝統的學生のみならず社会人学生や外国人留學生が増加していること等を踏まえ、学士課程・短期大学の課程等の大学教育は、全体として一層の多様性を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求められている。

#### ○「学士課程教育の構築に向けて」 (平成20(2008)年)

国として、学士課程で育成する21世紀型市民の内容(日本の大学が授与する学士が保証する能力の内容)に関する参考指針を示し、各大学における学位授与の方針等の策定を促進・支援する。

##### <各専攻分野を通じて培う学士力>

1. 知識・理解 (多文化・異文化、文化・社会・自然等)
2. 汎用的知識 (コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力)
3. 態度・志向性 (自己管理能力、チームワーク リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力)
4. 統合的な学習経験と創造的思考力

- ・学士（バチェラー）課程で養われ、学士取得者がもつべき能力は他の先進諸国でも共通
    - <例：ドイツ高等教育資格枠組み「学士」>
    - －自分の知識と理解を、活動あるいは職業に応用すること、および自分の専門領域における問題解決と論拠を身につけ、さらに発展させること
    - －関連する情報を、とくに自分の学修プログラムで収集し、評価し、解釈すること
    - －そこから、学術的に基礎づけられた判断を導くこと。その判断は社会的、学術的、および倫理的認識を考慮に入れたものであること
    - －さらに先へ続く学習プロセスを独力で構成すること
    - －専門領域に関する見解と問題解決を的確に表現し、論拠を示して弁護すること
    - －情報、着想、問題、解決について、専門関係者および門外漢と論じ合うこと
    - －チームの中で責任を引き受けること
- ⇒専門分野の学問の知識体系を基礎に編成されたプログラムを履修することにより、基本となる知識、能力をふまえて、批判的、論理的に考え、自ら疑問をもち、問題を解決する力を形成すること

#### 4. 分野別質保証と学位に付記する専攻分野の名称（専攻名称）

「大学とは何かという問題意識が希薄化し、ともすれば目先の学生確保の必要性が優先される傾向がある中、我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まってきている。

例えば、学部・学科等の組織名称や、学位に付記する専攻分野の名称の多様化が進んでいるのは、そうした懸念を強める一因である。」

「学士課程教育の構築に向けて」（答申） 平成 20 年 12 月 24 日 中央教育審議会 p.5

大学の学部や学科等の設置に当たり、学問分野を大きく変更しないものは事前審査を不要とする届出制度が平成 15 年度に導入された。この届出制度において、認可を必要とするか否かの判断基準として新たに採用されたのが学位の種類・分野の変更である。すなわち、認可を不要とし届出となる要件として、「学問体系が確立した 17 の分野を示し、（設置等の前後において）学位の種類・分野に変更がなければ、届出で足りることと」された。その 17 の分野とは、①文学、②教育学・保育学、③法学、④経済学、⑤社会学・社会福祉学、⑥理学、⑦工学、⑧農学、⑨獣医学、⑩医学、⑪歯学、⑫薬学、⑬家政、⑭美術、⑮音楽、⑯体育、⑰保健衛生学、である。

（「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」）

⇒分野別質保証は、届出制の下で大学の教育課程編成に対する一種の指針となる役割

学士課程の専門分野として適切な「分野」の選定

質保証とは何か

最低水準の確保

質の改善

個性化・特色化に伴う教育の多様性と、国際的通用性等の観点から要請される標準性の調和

○学位に付記する専攻名称の多様化は、日本の学位の表記方法がその一因

学位（およびその英文名称）は3つの基本的な要素から構成

- (1) レベル ……学士、修士、博士、専門職学位など
- (2) 分野 ……学問分野（学問体系が確立した上位の分野）
- (3) 下位の専門……より詳細な専門分野。

英米の学位は、原則として、「(1) of (2) in (3)」という形で記載されている。

たとえば、**Bachelor of Science in Maritime Business with Maritime Law** は次のように解釈される（University of Plymouth）。

学士のレベル（学士課程）…(1)で、理学の分野…(2)において、より詳細には専攻分野の核として海事ビジネス…(3)を学び、自らの専門重点領域として海事法に関する科目群を履修した学習者に授与される学位。

日本の学位の表記方法では、このような階層構造を表すことができない。実際、学位に括弧書きで付記される専攻名称（学士（○○））には、①上位の学問分野、②下位の専門、③学部ないし学科等の名称、④いずれにも属さないもの、等が混在している。

### 検討課題

- ・英文表記における上位の学問分野とその種類をどのように定めるか
- ・学位に付記する専攻名称の在り方について、どのようなルールを設けるか

例えば、ある専攻名称を付記するには、当該専攻名称にかかわる専門科目の履修により修得された単位が、修了要件のX割合以上であることを定めるなど。

⇒その際には、「順次性のある体系的な教育課程を編成する」視点にも留意すべき

現在、大学は、学生が「他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位」と、「当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位」を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことが認められている（「大学設置基準」第28条、第30条。編入学、転学等の場合を除く）。

⇒当該大学における学位授与の観点から、単位認定がどのように行なわれているか、成績証明書にはどのように記載されるか、は質保証に関してきわめて重要

- ・学位に付記する専攻名称に複数の分野の併記を認めるか

→1つの学士課程プログラムにおいて、2つの分野にまたがる名称の学位を出すことは、学位の原則に関わる問題

・主専攻・副専攻制を導入した課程に対して、学位に付記する専攻名称の在り方にどのようなルールを設けるか。

・ある専攻名称に対して、一つの英文表記に統一すべきか、それとも修了要件に占める専門科目の修得単位の割合にもとづいて複数の英文表記をみとめるか